第三期中期計画　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 変更計画素案 | 現行計画 |
| 地方独立行政法人神奈川県立病院機構  第三期中期計画  （令和２年度～令和６年度）  令和２年３月  （令和　年　月変更）  （略）  第９　料金に関する事項  １　診療料等  病院の診療料その他の諸料金（以下「診療料等」という。）の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める額とする。（下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。）  （１）診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第１項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 種別 | | 金額 | | （略） | （略） | （略） | | 評価療養及び選定療養に係る保険外負担 | （略） | （略） | | 非紹介患者の初診 | １件につき7,000円を超えない範囲内で理事長が定める額 | | 紹介済患者の再診 | １件につき3,000円を超えない範囲内で理事長が定める額 | | （略） | （略） | | （略） | （略） | （略） |   （略） | 地方独立行政法人神奈川県立病院機構  第三期中期計画  （令和２年度～令和６年度）  令和２年３月  （令和４年３月変更）  （略）  第９　料金に関する事項  １　診療料等  病院の診療料その他の諸料金（以下「診療料等」という。）の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める額とする。（下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。）  （１）診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第１項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 種別 | | 金額 | | （略） | （略） | （略） | | 評価療養及び選定療養に係る保険外負担 | （略） | （略） | | 非紹介患者の初診 | １件につき5,000円を超えない範囲内で理事長が定める額 | | 紹介済患者の再診 | １件につき2,500円を超えない範囲内で理事長が定める額 | | （略） | （略） | | （略） | （略） | （略） |   （略） |